

分類	質問	回答
対象病院	<p>要綱（3）⑤で『都道府県において、・対象病院が、都道府県医療計画の5疾病6事業や在宅医療を提供するなど、地域医療に一定の貢献をしていることや、・対象病院が、地域医療構想調整会議に参加し、病床の機能分化・連携、再編・統合を進める地域医療構想の推進に協力しており、当該病院の補助対象の取組がそうした地域医療構想に沿ったものであることが確認されていること。』とあるが、愛知県地域保健医療計画に位置付けられておらず、地域医療構想等の委員もない場合は対象外となるのか。</p> <p>診療所等（有床診療所含む）も対象か。</p>	<p>以下の病院が対象となる。 （対象となる病院例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・愛知県地域保健医療計画別表に記載されている病院</li> <li>・地域医療構想推進に協力している病院</li> <li>・<b>その他県において地域医療に一定の貢献があると判断される病院（判断材料となるものがあれば意向調査票と併せて提出すること）</b></li> </ul> <p>※愛知県地域保健医療計画別表に記載されていること及び地域医療構想推進委員会の委員であることは必須の要件ではありません。</p> <p>病院のみが対象。</p>
業務効率化	<p>「業務効率化推進委員会」について、既存の委員会を活用する場合、既存の委員会名を業務効率化推進委員会へ変更の必要があるか。</p>	<p>改名は不要。名称は任意。</p>
対象機器等	<p>電子カルテの導入は対象か。（リプレイス、ライセンス数の増加、ライセンス数の増加のためのPC購入も含む。）</p> <p>RDSH（リモートデスクトップセッションホスト）サーバーの更新は対象か。</p> <p>リハビリ部門で算定要件を計算するためのデータを管理できる患者データ管理システムは対象か。</p> <p>職員へのサーベイシステム（アンケート）活用・導入は対象か。</p> <p>病棟クラークは対象か。</p> <p>人件費（法定福利費を含む）は対象となるか。</p> <p>電子レントゲンカルテにレントゲン画像のボックス機能の追加導入は対象か。</p> <p>「アプリケーション作成ツール」の導入を検討しているが対象か。 （日常的な紹介患者の「入退院報告業務」の一部自動化に対するアプリケーションを作成するにあたり必要なツール）</p> <p>導入に伴う研修費用（付随費用）は対象か。</p> <p>レントゲン画像のAI診断の導入は対象か。</p> <p>電子カルテと看護師業務等の勤怠表作成システムの導入は対象か。</p> <p>温冷配膳車の導入は対象か。</p> <p>心電図モニターの購入費用は対象か。</p> <p>島津製作所製診断用X線装置（RADspeed Pro）の更新は対象か。</p> <p>分娩監視装置や生体情報モニタ（中央管理型のセントラルモニタ）等の医療機器は対象か。</p> <p>また、対象と認められる場合、既存機器の更新は支援の対象となるか。</p>	<p>対象外。（スマートフォンや音声入力等を導入する場合に必要な電子カルテとの連携費用は対象）</p> <p>実施要綱で求めている具体的かつ定量的な成果につながる場合は対象になり得るが、予算に限りがあるため、申請があった場合でも補助対象となるわけではない。</p> <p>ICT機器等の導入には該当しないため対象外。</p> <p>オーダーリングシステムやPACSは高額なので、電子カルテと同じ扱いになる可能性があり対象外となる可能性がある。</p> <p>対象になり得る。</p> <p>電子カルテは対象外。 勤怠管理システムは対象になり得る。</p> <p>医療機器であっても実施要綱で求めている具体的かつ定量的な成果につながる場合は対象になり得るが、予算に限りがあるため、申請があった場合でも補助対象となるわけではない。</p>

	調剤部門において分包機の更新は対象か。	単なる更新費用は何ら業務効率化が見込まれないと思われるため、基本的には対象にならないものと考えられる。(他方、実施要綱で求めている具体的かつ定量的な成果につながる場合は対象になり得るが、予算に限りがあるため、申請があった場合でも補助対象となるわけではない。)
	看護部門において、PHSの入れ替えは対象か。	
	令和7年度途中に導入した生成AIを計上したいが、「業務効率化計画」では令和6年度との比較からなることから、計上しても良いものか。	令和7年度中の取組は補助対象外。
	令和7年度に整備した内線スマホ(令和7年度2月末に運用を開始する内線スマホ)の利用料等は計上可能か。 仮に対象である場合、院内全体で利用するものであるため、医師部門や調剤部門などには台数按分等で計上すれば良いか。	内示後である令和8年度中に導入したシステム等で発生する初年度の利用料等のみが対象となり、ランニングコストは対象外。
	導入初年度のランニングコストも対象外なのか。 (※ICT機器等の運用・保守費用等のランニングコストは補助対象外)	利用料及び構築費用の場合は対象になり得る。
	電子カルテに付随するICT機器等は対象か。 ※レントゲン画像に関することなどの機器	電子カルテと連携して業務効率化を図れるICT機器等は対象になり得る。 (※オーダーリングシステムやPACSは高額なので、電子カルテと同じ扱いになる可能性があり対象外となる可能性がある。)
	令和8年度中に支払いまで完了する必要があるのか。	原則、支払いまで終える必要がある。
	数年間かけて段階的に実施する計画の場合、補助対象となるのは令和8年度中に実施・完了した部分のみとなる認識でよいか。	お見込のとおり。
	原則として、年度内の納品・検収完了が必要か。	
	R7年度中が「発注日」「契約日」、R8年度から「納品日」「運用開始日」など令和8年度から費用が発生するが年度を跨ぐ場合は対象か。	原則、内示後に発注や契約が可能になり、納品は令和8年度中が条件となる。
意向調査票	どの対象部門にも属さない又はすべての対象部門に属する場合はどうすればよいか。	病院の判断で部門を決定してほしい。
	部門ごとに意向調査票を作成するのか。	1病院につき1意向調査票の提出となるため、まとめて提出すること。
	複数の病院が所属する法人の場合、法人単位で全病院分を取りまとめて提出か、病院単位でそれぞれの病院ごとに個別に提出かどちらの提出方法か。	1つのExcelデータでも構わないが、1病院につき1意向調査票(1シート)に分けて提出すること。
	「(2)業務効率化に関する取組内容」について、欄内に納まらない場合、別紙で追記してもよいか。	よい。
	「(3)業務効率化に必要な経費見込み(現時点での見込み金額を可能な範囲で記載してください)」に「8,000万円を上限」と注意書きされているが、1億円ではないのか。(※8,000万円が上限だと、8,000万円の4/5の金額になってしまうのではないか。)	各部門の額は病院で実際に必要な経費を記載し、その合計額を記載する。(ただし上限は8,000万円とする。)
	「(3)業務効率化に必要な経費見込み(現時点での見込み金額を可能な範囲で記載してください)」は見込額(概算額)でよいか。	見込額(概算額)でよい。
	本申請と本意向調査で金額に差が生じてもよいか。 見積等をとって実際の申請額に近い額を書かなければならないか。	意向調査の額で決定するわけではないため変更が生じることは差支えないが、可能な限り正確な金額に近い概算額が望ましい。 可能であれば正確な金額に近い金額が望ましいが、概算でよい。
今後について	今回の意向調査を提出しないと今後申請できなくなるのか。	意向調査に応募しなかったからといって申請できなくなるわけではないが、国からは極力意向調査に応募するよう示されている。
	仮に今回の手挙げで対象となった場合、購入した機器が申請後却下されることもあるのか。	原則、令和8年度で補助対象の病院の決定以降に実施したICT機器の導入費用等が補助対象となるが、計画になるからといって補助対象になるとは限らず、厚労省の判断によるためわからない。
	今回の意向調査の内容を、本申請で変更することは可能か。	可能だが、対象経費として認められるかどうかはわからない。
	対象病院となった後、辞退することは可能か。	辞退可能。
	スケジュールを教えてください。	・3～4月：都道府県の所要見込額の決定 ・5～7月：対象医療機関から申請書・「業務効率化計画」の提出 ・7月～8月：厚生労働省における選定作業を経て補助対象の決定 (本事業に申請を希望する病院は「業務効率化計画」を作成し、申請書とともに都道府県に提出し、厚労省は都道府県から対象医療機関の申請内容や「業務効率化計画」の送付を受け、選定作業に入る。)

支払関係について	補助の残りの1/5について他補助金（例えば市町村独自の施設整備費等補助金等）を充てることは可能か。  概算払いか精算払いのどちらか。	厚労省からのQAに掲載予定。  通常は概算払い。
----------	--------------------------------------------------------------------------	--------------------------------